

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係

5 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から43年3月まで

昭和38年4月頃、義父母に勧められて国民年金に加入し、妻の保険料と一緒に町内会等の集金を通じて保険料を納付していた。また、加入手続前の期間についても、49年頃に特例納付したはずなので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻の代理人である長男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和38年頃に国民年金の加入手続をしたとしているが、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は43年6月頃に払い出され、その際、申立人の20歳到達時に遡って被保険者資格を取得していることが確認できるほか、申立人に別の記号番号が払い出された形跡も無い。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立期間直後の43年4月から同年6月までの保険料について過年度納付したことが確認できることから、申立期間当時、申立人がその妻の保険料と併せて定期的に保険料を納付していた状況もうかがえない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続前の被保険者期間に係る保険料を昭和49年頃に特例納付したとしていることについては、申立人の長男が、申立人が生前話しているのを聞いていたにとどまる上、申立人の妻も納付した経緯や納付金額等は分からないとしており、当時の状況は不明である。

加えて、申立人が居住していた町内会は当時の国民年金保険料の集金状況が分かる資料を保存していない上、申立人にも申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から45年3月まで

私が国民年金の老齢年金を請求した65歳の時、申立期間の保険料が未納となっていることを知り、年金事務所で調査してもらったが保険料納付の事実はないと言われた。申立期間当時は姉の店に住み込みで働き、私が20歳の頃に、姉が私の国民年金への加入手続をしたと聞いており、その当時は町内会が国民年金保険料を集金し、姉が納めていたのを見て知っている。姉の家族は全員保険料を完納しており、姉は、弟である私の保険料のみ納付してくれなかったとは考えられないので、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、姉が自身の家族と一緒に町内会の集金で申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳は年金事務所の国民年金受付処理簿から昭和45年3月頃に払い出されたことが確認できる上、申立人は、国民年金手帳を姉から渡された覚えも無く、年金事務所にも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無い。

また、昭和42年7月から国民年金に加入している申立人の妻は、申立人と婚姻した時期に氏名変更及び住所変更されていることが確認でき、同一市内の転居である申立人に、市役所が別の新たな国民年金手帳記号番号を付番した年金手帳を交付することは不自然である。

さらに、申立人が主張する国民年金の加入手続や保険料納付をしたとするその姉は既に亡くなっており、当時の状況は不明である。

このほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 石川国民年金 事案427

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月及び同年5月  
昭和58年3月頃、会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続をし、後日、送られてきた納付書で申立期間に係る保険料を金融機関で納付したはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間は現在も未加入と記録されている上、A市においても、申立期間当時、申立人が国民年金に加入した形跡は無いほか、昭和61年頃に申立人が転居した後、B社会保険事務所（当時）で払い出された国民年金手帳記号番号以外に、申立人に別の記号番号が払い出された形跡も無いことから、申立人に申立期間に係る国民年金保険料の納付書等が発行されたとは考え難く、保険料を納付することは困難であったと思われる。

また、当該金融機関は申立期間当時の資料を保存していない上、申立人においても、年金手帳を2冊所持しているものの、いずれの手帳にも申立人が申立期間に国民年金の被保険者であったことをうかがわせる記載は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

申立期間当時は個人事業所に勤めていたが、外国籍だった私も国民年金に加入できることになったので、その時期に加入手続き保険料を納付していたはずなのに、申立期間が未納となっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年頃に市役所で国民年金の手続を行った際の年金手帳を所持していると主張しているが、その年金手帳に記載された国民年金記号番号は、その番号の前後のオンライン記録から、61年4月頃に払い出されていることが推認できる上、申立人に別の国民年金記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人の国民年金記号番号の払出時期では、申立期間の国民年金保険料は、市が納付書を発行し収納できる現年度保険料ではなく、社会保険事務所（当時）が発行する過年度保険料納付書での納付となるが、申立人にはA市から郵送されたもので納付したとの記憶しか無い。

さらに、申立人は、納付した保険料額についての記憶も無く、申立人の保険料納付に係る記憶は曖昧である。

このほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から51年10月まで

私は、昭和50年5月頃に町内の婦人会の役員から国民年金への加入を勧められ、国民年金に加入の上、保険料を納付してきたのに、ねんきん特別便では、申立期間の年金記録が無く納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金記号番号は、年金事務所の国民年金受付処理簿により、昭和51年11月9日に任意加入として払い出されていることが分かる上、市の電算の国民年金異動履歴にも、申立人が同日に任意加入の手続をしたと記録されている。

また、申立人の所持する年金手帳の国民年金に係る「初めて被保険者となった日」が国民年金受付処理簿及び国民年金異動履歴の資格取得年月日と同一日をゴム印で押印していることから、この資格取得日前は国民年金に未加入であることが確認できる上、申立人に別の国民年金記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、国民年金受付処理簿において、申立人の前後に、連番で払い出された被保険者7人が、申立人と同じく昭和51年11月9日に任意加入しており、住所地から申立人と同じ町内に住む住人であることが確認でき、町内の婦人会役員が国民年金への加入勧奨を行ったのは、51年11月頃であったと推認できる。

加えて、申立人と同じ日に加入手続した7人のうち4人は、町内の婦人会役員が集金に来て保険料を領収していた時期の「国民年金保険料受取カード」を保有しており、納付を開始した月が昭和51年11月であることが確

認できる上、うち3人は、婦人会の役員に勧められて国民年金に加入したことを覚えている。

このほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。